

○宇城市下水道条例施行規則〔上下水道課〕

平成17年1月15日

規則第131号

改正 平成19年3月30日規則第10号

平成20年3月14日規則第12号

平成27年3月31日規則第19号

平成29年12月28日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇城市下水道条例（平成17年宇城市条例第169号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(下水道の名称等)

第2条 条例第2条第2項に規定する下水道の名称及び区域は、別表第1に掲げるとおりとする。

(使用月の始期等)

第3条 条例第3条第1項第11号に規定する規則で定める使用月の始期及び終期は次のとおりとする。

- (1) 計測装置により汚水量を認定している場合は、前月の検針日を始期とし、当月の検針日を終期とする。
- (2) 計測装置以外により汚水量を認定している場合は、月の初日を始期とし、当該月の末日を終期とする。

(排水設備等の固着箇所等)

第4条 条例第5条第2号の規定による排水設備等を公共ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバート上流端の接続孔に管底高に違いを生じないように、かつ、ますの内壁に突き出さないよう差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。
- (2) 前号により難い特別の理由があるときは、市長の指示を受けなければならない。

(排水設備等の構造基準)

第5条 排水設備等の構造基準は、法令の規定によるもののほか、次の各号によらなければならない。

- (1) 水洗式便所、台所、浴場、洗濯場等の汚水流出箇所には、トラップ及び防臭装置を

取り付けること。

- (2) 防臭装置の排水が、サイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。
- (3) 台所、浴場、洗濯場等の汚水流出口には、塵芥その他の固形物の流下を止めるために有効なストレナー若しくは1センチメートル以下の格子又は金網を設けること。
- (4) 生ごみ等を粉碎して公共下水道に排除する装置（ディスポーザー）は、原則として設置を認めない。
- (5) 枝管の内径は、次の表のとおりとする。

種別	内径
小便器、手洗器、洗面器、接続管	50mm以上
浴場（家庭用）及び炊事場接続管	75mm以上
大便器接続管	100mm以上

- (6) 油脂販売店、自動車修理工場、料理店その他油脂類を多量に排出するおそれのある場所の汚水流出口には、除油装置を設けること。
- (7) 洗車場その他土砂を多量に排出する場所及び土砂の流入のおそれのある場所には、排水管に土砂の流入が有効に防止できる砂溜りを設けること。
- (8) 排水管の土被りは、私道内では50センチメートル以上、宅地内では30センチメートル以上を標準とすること。
- (9) 地下室その他下水の自然流下が十分でない場所における排水は、下水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。
- (10) その他特別な理由があるときは、市長の指示を受けなければならない。

（排水設備等の計画の確認）

第6条 条例第6条第1項の規定による排水設備等の新設等の確認を受けようとする者は、公共下水道排水設備新設等計画確認申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、適当と認める場合は公共下水道排水設備等（新設・変更）確認通知書（様式第3号）により通知する。
- 3 条例第6条第2項の規定により申請事項を変更しようとするときは、公共下水道排水設備等変更申請書（様式第2号）を市長に届け出て、市長において内容を審査し、適当と認める場合は、様式第3号の通知書により通知する。
- 4 条例第6条第2項のただし書に規定する構造に影響を及ぼすおそれのない変更とは、次

のものとする。

(1) ますの蓋若しくはマンホールの蓋の据付け又は取替え

(2) 防臭装置その他排水設備の附属装置の修繕工事

(排水設備等工事の完了届)

第7条 条例第8条第1項の規定による完了工事の検査を受けようとする者は、市長に公共下水道排水設備等工事完了届(様式第4号)を届け出なければならない。

(検査済証)

第8条 条例第8条第2項の規定による検査済証は、様式第5号による。

2 前項の検査済証は、門戸その他見やすい場所に掲げなければならない。

(使用開始等の届出)

第9条 条例第15条第1項の届出は、使用者の氏名、住所、排水設備の場所、排水設備の使用を開始し、廃止し、休止し、又は再開する日、使用水の種類その他市長が必要と認める事項を届け出ることによって行うものとする。

(水質管理責任者の届出)

第10条 条例第12条の届出は、水質管理責任者届(様式第8号)による。

(除外施設の設置等の届出)

第11条 条例第13条の届出は、除外施設(設置・休止・廃止)届(様式第9号)による。

(使用料)

第12条 条例第16条第2項に規定する納入通知書は、様式第10号による。

(使用水量の算定方法)

第13条 条例第17条第2項第2号の規定による使用水量については、別表第2のとおり算定する。

(行為の許可等の申請)

第14条 条例第21条の申請は、物件(設置・変更)許可申請書(様式第11号)により行い、市長は内容について審査の上、物件(設置・変更)許可書(様式第12号)によりその結果を通知するものとする。

(占用の許可)

第15条 条例第23条の占用許可願等の様式は、次のとおりとする。

(1) 下水道敷地等(占用・変更)許可願(様式第13号)

(2) 下水道敷地等(占用・変更)許可書(様式第14号)

(届出事項)

第16条 占用の許可を受けた者（以下「占有者」という。）が、占有を廃止したとき又は変更しようとするときは遅滞なく市長に届け出なければならない。

（検査等職員の身分証明書）

第17条 下水道法（昭和33年法律第79号）第13条第2項及び第32条第5項の規定により職員が携帯するその身分を示す証明書は、公共下水道事業職員証（様式第15号）とする。

（使用料の減免）

第18条 条例第27条の規定による使用料の減免は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受けているとき。
- (2) 災害等により納付の支払能力を失ったとき。
- (3) その他市長が特に必要であると認めるとき。

2 使用料の減免を受けようとする者は、公共下水道使用料減免申請書（様式第16号）に前項の事項を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要のないと認めるときは、当該証明書の添付を省略することができる。

3 市長は、前項の申請があったときは内容を審査し、その可否を決定するとともに公共下水道使用料減免決定通知書（様式第17号）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年1月15日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小川町下水道条例施行規則（平成13年小川町規則第12号）又は松橋不知火公共下水道条例施行規則（平成10年松橋不知火下水道組合規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月14日規則第12号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第19号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月28日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	区域	終末処理施設の名称及び位置
松橋不知火公共下水道	松橋不知火公共下水道計画認可区域	名称 松橋不知火浄水管理センター 位置 宇城市松橋町東松崎701番地1
八代北部流域関連公共下水道	八代北部流域関連公共下水道計画認可区域	名称 八代北部浄化センター 位置 八代郡鏡町芝口551番地

別表第2（第13条関係）

旧小川町区域

1 計測装置がない水を使用している場合（1箇月につき）

認定水量
8m ³ （1人当たり）
備考 世帯員の確認は、住民基本台帳を原則とし、その基準日は毎月1日とする。

2 計測装置がある水と計測装置がない水を両方使用している場合（1箇月につき）

計測装置による使用水料金	+	認定水量
		4m ³ （1人当たり）
		備考 世帯員の確認は、住民基本台帳を原則とし、その基準日は毎月1日とする。

旧松橋町及び旧不知火町区域

1 計測装置がない水を使用している場合

認定水量
8m ³ （1人当たり）
備考 世帯員の確認は、住民基本台帳を原則とし、その基準日は毎月1日とする。

2 計測装置がある水と計測装置がない水を両方使用している場合（1箇月につき）

認定水量

計測装置がある水の使用水量か計測装置がない水の使用水量のいずれか多い使用水量とする。

様式第1号(第6条関係)

		年 月 日	
公共下水道排水設備新設等計画確認申請書			
宇城市長 様			
		住 所	
		申請者 氏 名	㊦
		電話番号	
排水設備新設等計画の確認を次のとおり、申請します。			
なお、この排水設備新設等工事について、利害関係者との間に紛争又は事故が生じた場合一切私の責任において処理します。			
設置場所	宇城市	番地	
使用者	住 所	電話番号	
	氏 名	㊦	排水人員 人
利害関係者	住 所	電話番号	
	氏 名	㊦	利害関係
他人の土地、家屋又は排水設備を使用する場合は、利害関係者の承諾が必要			
工事の種類別	<ul style="list-style-type: none"> * 雑排水設備(1 新設 2 増設 3 改造) * 水洗便所 (1 汲取便所の改造 2 新設 3 増設 4 単独浄化槽からの切替 5 合併浄化槽からの切替) * 除外施設 (1 新設 2 増設 3 改造) 		
建物の用途	住宅 店舗 店舗併用住宅 事務所 その他()		
工事の予定期間	年 月 日～ 年 月 日(日間)		
用水の種類別	1 上水道 2 自家水(井戸水) 3 上水道と自家水の併用		
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 1 位置図(付近見取り図)…工事施工地を表示するもの 2 平面図 縮尺300分の1以上 3 縦断図 縦縮尺50分の1以上、横縮尺300分の1以上 4 構造図 縮尺50分の1以上 5 工事調書(工事積算書)…工種・材料の数量等が判るもの 		
この申請に係る 工事の施工者 (工事店)	住所 氏名 ㊦	指定店番号	証第 号
		責任技術者名 及び合格証番号	証第 号 氏名 ㊦

様式第2号(第6条関係)

年 月 日	
公共下水道排水設備等変更申請書	
宇城市長	様
申請者	住所 氏名 ㊟
下記のとおり、変更したいので申請します。	
設置場所	宇城市 番地
設置区分	1 新設 2 増設 3 改造 4 その他
すでに受けた許可年月日・番号	年 月 日 整理番号
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更事項	
変更理由	
備考	

様式第3号(第6条関係)

第 年 月 日 号	
公共下水道排水設備等(新設・変更)確認通知書 様	
宇城市長 印	
平成 年 月 日付けをもって申請がありました公共下水道排水設備等計画確認申請書につき、審査した結果を次のとおり通知します。	
決 定 区 分	申請のとおり認める ・ 認めない
指定工事期限	年 月 日から 年 月 日まで
整 理 番 号	
指 示 事 項	
(備考)	

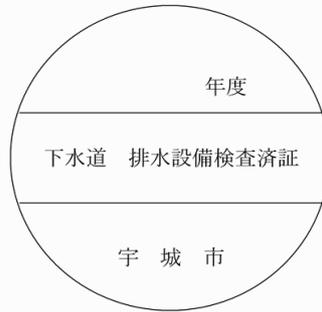
様式第4号(第7条関係)

宇城市長 様 公共下水道排水設備等工事完了届 年 月 日 住所 申請者 氏名 (印) 排水設備新設等工事が完了したので、次のとおり届けます。	
許可年月日番号	年 月 日 第 号
設置場所	宇城市 番地
工事の種別	* 雑排水設備(1 新設 2 増設 3 改造) * 水洗便所 (1 汲取便所の改造 2 新設 3 増設 4 単独浄化槽からの切替 5 合併浄化槽からの切替) * 除外施設 (1 新設 2 増設 3 改造)
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
完成年月日	年 月 日
この届出に係る 工事の施工者 (工事店)	住所 氏名 (印)
	指定店番号 証第 号 責任技術者名 証第 号 及び合格証番号 氏名 (印)
添付書類	1 工事施工状況写真(3枚以上) 2 出来高図面一式

上記に基づく検査結果は、次のとおりでした。

検査結果		課長	主幹・係長	係員
検査事項				
検査年月日	年 月 日	検査員	(印)	

様式第5号(第8条関係)



様式第8号(第10条関係)

年 月 日	
水 質 管 理 責 任 者 届	
宇城市長	様
申請者	住所 氏名
④	
次のとおり届け出ます。	
設 置 場 所	宇城市 番地
水 質 管 理 責任者の氏名	
所 属 部 課 及び役職名	
資 格	
資格取得年月日	
備 考	

様式第9号(第11条関係)

除外施設(設置・休止・廃止)届 年 月 日 宇城市長 様 申請者 住所 氏名 氏名 ④ 次のとおり届出ます。	
設 置 場 所	宇城市 番地
設 置 者	住所 氏名
施 設 名	
工 事 区 分	
工事施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
排水設備施工者	住所 名称 代表者
除外施設施工者	住所 名称 代表者
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 見取図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 生産工程図 <input type="checkbox"/> 除外施設の構造及び機能に関する調書 <input type="checkbox"/> 汚水の水質・水量・処理方法 <input type="checkbox"/> その他
除外施設(設置・休止・廃止)承認書 第 年 月 日 号 上記の届出について、承認します。 様 宇城市 ④	

郵便はがき



(行政区) 水道料金等 納入通知書

〒869-0592

熊本県宇城市松橋町大野85番地

上下水道課<水道料金担当>

宇城市 土木部

32-1674(直通)

TEL 0964-32-1111(代表) 上下水道課<下水道料金担当>

32-1691(直通)

納付場所

万一、このハガキが傷っている場合は、十分に乾かしてから裏面より開封し、中をご覧ください。>>>>

○ 宇城市 水道料金等 領収済通知書 ㊟

年度	月分	合計金額
収納機関番号	上水番号	下水番号
		納付区分

コード	算定期別	科目	詳細	年度分	水道通知書番号	C/U
期別(月)	水道使用料	下水道使用料	納	取内	C/U	
ID	下水道通知書番号	科目	詳細	C/U		
督促手数料		延滞金				

科目 水道料金・下水道使用料 納期限 年 月 日

氏名

納付額	円		
督促手数料	円		
延滞金	円		
合計	円		
月分	用途	上水道	下水道
月(月使用分)	口径	mm	mm
納期限	使用水量	m ³	m ³
年 月 日	使用料金	円	円

上記のとおり領収しましたので通知します。
 取りまとめ局 取りまとめ金融機関 宇城市水道事業企業出納員
 宇城市指定金融機関
 宇城市収納代理金融機関
 宇城市収納代理金融機関
 取りまとめ局→加入者

※この通知書は直接機械に読ませますので折ったり汚したりしないようにしてください。

宇城市 水道料金等	納付書 ㊟	納付書 ㊟
取りまとめ金融機関	口座加入者名	口座番号
取りまとめ局	口座加入者名	口座番号

年度	月分	納付額	円
上水番号		督促手数料	円
下水番号		延滞金	円
		合計	円

(金融機関保管) 熊本県宇城市

宇城市 水道料金等 納入通知書兼領収証書 ㊟

年度	月分	納付番号
		加入者名
		口座番号

納付者

年 月 日

下記の金額を納付ください。 宇城市長 公印

科目名称	水道料金	下水道使用料
用途		
口径		
使用水量	m ³	m ³

納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日

上記のとおり領収しました。

宇城市水道事業企業出納員	取りまとめ局	取りまとめ金融機関
宇城市指定金融機関	宇城市収納代理金融機関	

※この領収書は5年間大切に保管してください。(納付者保管)

様式第11号(第14条関係)

物件(設置・変更)許可申請書 宇城市長 様 申請者 住所 氏名 ④ 次のとおり申請します。		年 月 日
設置場所	宇城市 番地	
物件名称		
設置目的		
変更目的		
物件設置期間	自 年 月 日	調査事項及び意見
	至 年 月 日	
工事期間		
添付図面	付近見取図 ・ 平面図 断面図 ・ 工事調書	
工事施工者	住 所 会 社 名 代 表 者 名	

様式第12号(第14条関係)

第 年 月 日			
物 件(設置・変更)許 可 書			
様			
宇城市長 印			
年 月 日付け申請について、次のとおり決定する。			
決 定 区 分	A 許可 B 却下 C 条件を付して許可		
物 件 設 置 場 所			
物 件 設 置 期 間	年	月	日から 日まで
工 事 期 間	年	月	日から 日まで
条件及び指示事項			
備考			

様式第13号(第15条関係)

年 月 日 下水道敷地等(占用・変更)許可申請書 宇城市長 様 申請者 住所 氏名 ④ 次のとおり申請します。	
占 用 場 所	宇城市 番地 建物の名称()
物 件 名 称	
占 用 目 的	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 調査事項及び意見
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 面 積	m ²
占用物件の構造	
工事実施の方法	
公共下水道の復旧の方法	
工 事 施 工 者	住 所 会 社 名 代 表 者 名 ④

様式第14号(第15条関係)

第 年 月 日 号 日	
下水道敷地等(占用・変更)許可書 様	
宇城市長 印	
年 月 日付け申請について、次のとおり決定する。	
決定区分	A 許可 B 却下 C 条件を付して許可
占用場所	
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
	占用面積 m ²
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
	占用料 円
条件及び指示事項	
備考	

様式第15号(第17条関係)

(表)

公 共 下 水 道 事 業 職 員 証 宇城市上下水道課	
写 真	氏 名
	年 月 日生
	上記の者は、宇城市公共下水道事業に従事している職員 であることを証する。
	年 月 日
	宇城市長 印

(裏)

注 意 事 項
1 排水設備新設等の検査及び公共下水道事業執行のため、他人の土地・建築物等に立ち入るとき、関係者の請求があったときはこの証を提示しなければならない。
2 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 本証を消失し、又は破損したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。

様式第16号(第18条関係)

年 月 日	
公共下水道使用料減免申請書	
宇城市長	様
申請者	住所 氏名 ㊟
次の理由により、下水道使用料を減免くださるよう添付書類を添えて申請します。	
申 請 理 由	
申 請 期 間 及 び 使 用 料	年 月 日から 年 月 日まで 円
摘 要	

様式第17号(第18条関係)

第 年 月 日 号		
公共下水道使用料減免決定通知書		
様		
宇城市長 印		
年 月 日付け申請について、次のとおり決定する。		
決 定 区 分	A 許可 B 却下 C 条件を付して許可	
決 定 期 間	年 月 日から	決 定 金 額
	年 月 日まで	円
備考		

様式第1号 (第6条関係)
様式第2号 (第6条関係)
様式第3号 (第6条関係)
様式第4号 (第7条関係)
様式第5号 (第8条関係)
様式第6号 削除
様式第7号 削除
様式第8号 (第10条関係)
様式第9号 (第11条関係)
様式第10号 (第12条関係)
様式第11号 (第14条関係)
様式第12号 (第14条関係)
様式第13号 (第15条関係)
様式第14号 (第15条関係)
様式第15号 (第17条関係)
様式第16号 (第18条関係)
様式第17号 (第18条関係)